平成２６年（フ）第２４１号
青森市桜川２丁目13番14号
債務者　太田　雅子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８８６号
名古屋市千種区今池５丁目30番21号　宝タクシー今池寮
債務者　黒内　　靖
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７３号
熊本市中央区黒髪２丁目４番５号　清明荘Ｂ―２、前住所熊本市中央区保田窪１丁目１番25―Ａ５号　大田マンション
債務者　飯星　貞徳
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５８１号
熊本県上益城郡山都町南田156番地１
債務者　田上　淳一
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５９９号
熊本市西区横手３丁目７番39号　第一アパート202号
債務者　河口由美子（旧姓榊原・柳川）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１５号
山口県防府市八王子１丁目28番15号　マルウビル606、住民票上の住所山口県周南市大字大島1599番地の７
債務者　山内　利浩（旧姓蒲浦・野間）
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
山口県防府市八王子１丁目28番15号　マルウビル606
債務者　山内　　泉
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
群馬県太田市西新町84番地４、前住所長野県上田市中之条1203番地１　市住Ｃ―17―104
債務者　竹澤　優子（旧姓長井）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３２４号
埼玉県本庄市四方田14番地１　四方田市営住宅ＯＡ―５号、旧住所埼玉県本庄市栄１丁目３番19号
債務者　戸坂美智子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７６号
千葉県いすみ市岬町江場士82番地１　ミカドハイム３号室
債務者　齋藤　義弘
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
滋賀県守山市水保町1255―88、住民票上の住所滋賀県蒲生郡竜王町大字田中147番地
債務者　田中　照彦
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７９号
滋賀県草津市渋川２丁目６番24―401号、前住所滋賀県甲賀市水口町下山802番地79
債務者　コンストラクションワーカー・タカダこと　髙田　　茂
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８８号
大津市下阪本２丁目18番10―２号、前住所大津市坂本３丁目13番８号
債務者　長谷川あやめ
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０２号
滋賀県高島市今津町浜分528―11　社会福祉法人大阪自彊館救護施設さわやか荘、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　社会福祉法人大阪自彊館
債務者　熊倉　昭雄
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０３号
滋賀県高島市安曇川町田中49番地２　フラッツアドＩ102号
債務者　藤原　　学
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０５号
大津市若葉台13番18号
債務者　まねき屋こと　犬飼　正子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２３号
滋賀県甲賀市水口町山2348番地33
債務者　内藤加代子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
大津地方裁判所民事部

第三種郵便物認可　平成二十五年十二月三十一日